

「ビジネスと人権」をめぐる研究の最新動向

菅原絵美（大阪経済法科大学）

はじめに

「ビジネスと人権（business and human rights）」とは

国連人権高等弁務官による 2005 年報告書（E/CN.4/2005/91, para.6）で登場

「多国籍企業と関連企業の人権に関する責任（Responsibilities of transnational corporations and related business enterprises with regard to human rights）」の略語で、当初の企業の人権侵害行為をいかに規制するかという国際関心から誕生したが、企業の社会的責任（CSR）を含む幅広い内容を意味
事業活動全体とステークホルダー（労働者、消費者、地域住民等）の関係を、「ビジネスと人権」という問題群（労働問題から政府・反政府勢力や取引先による人権侵害への加担まで多岐）として包括的に捉える。

⇒日本企業へのインパクト：日本で語られてきた「企業と人権」（労働者+差別）との相違

* 人権が、国家に対する権利だけでなく、企業に対する権利として語られる。

* 「人権（Human rights）」とは何か：ステークホルダー（労働者・消費者・地域住民など）の権利

* 関係性：バリューチェーン（調達（サプライチェーン）+供給）および投融资（ESG 投資）を含む

1. 「ビジネスと人権」をめぐる国際社会の動き

(1)国連人権小委員会による研究（1990 年代～）

国連人権小委員会「人権に関する多国籍企業及び他の企業の責任に関する規範」の採択（2003 年）

国連人権委員会による不支持（2004 年）、国連事務総長特別代表の任命（2005 年）へ

(2)国連グローバル・コンパクト（UNGC）の発足（2000 年）

GC10 原則（第 1・2 原則：人権尊重、第 3-6 原則：労働基準）・持続可能な開発目標（SDGs）の実現

(3)人権条約実施機関による「企業」への注目（2002 年以降）：子どもの権利条約、社会権規約など。

CCPR 個人通報 2285/2013 号 Basem Ahmed Issa Yassin 他対カナダ事件：受理可能性審査不受理

(4)国連人権理事会による「ビジネスと人権」に関する指導原則（指導原則）の承認（2011 年）

国家の保護義務（国際法上の義務：域外的義務/NAP 策定を含む）、企業の尊重責任、救済へのアクセス

国連事務総長特別代表ラギーによる 6 年間のマルチステークホルダーアプローチ（2005-2011 年）

(5)国連人権理事会での「人権と多国籍企業の課題に関する作業部会」の設置（2011 年）

国別訪問／通報／ビジネスと人権フォーラム（2019 年度第 8 回）／地域フォーラム／Issues in Focus

(6)国連人権理事会での多国籍企業と人権に関する開放型政府間作業部会の設置（2014 年）

人権に関する多国籍企業およびその他の企業に対して法的拘束力ある文書の検討

条約案および国内実施メカニズムに関する選択議定書案に関するゼロ草案（2018 年）

(7)国連人権理事会での特別手続：イスラエルによるパレスチナ占領

1967 年以降に占領されたパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者（2012 年）等による勧告

国連人権高等弁務官報告「イスラエル入植活動に関与する企業データベース」（A/HRC/37/39）（2018 年）

(8)持続可能な開発目標（SDGs）の登場（2015 年）

民間セクターが実施の主體的役割、社会貢献は人権尊重責任の代替ではなく、指導原則の実現が SDGs

作業部会（SDGs における指導原則の実施がマנדート）政府・企業に対し 10 の勧告（2017 年）

(3)人権条約実施機関による国家（本国・受入国）の人権保護義務

①子どもの権利委員会

一般的意見第16号「ビジネス部門が子どもの権利に与える影響に関わる国の義務について」（2013年）

⇒日本政府報告審査最終所見「子どもの権利とビジネス部門」（CRC/C/JPN/CO/4-5（1 Feb 2019）, para.15）

②社会権規約委員会

一般的意見第24号「ビジネス活動における社会権規約上の国家の義務」（2017年）

③自由権規約委員会：一般的意見において本国の自国企業に対する域外的保護義務に関する見解が登場

一般的意見第36号（2018年）生命への権利：指導原則への言及あり：パラグラフ21-22

民間企業（交通、病院、セキュリティ）による合理的に予見可能な生命への脅威への対応として生命への権利を保護するための積極的措置をとる義務（相当の注意義務、第2条1項+第6条）

脚注で指導原則に言及し、自国企業（領域内に本拠地または管轄下にある企業）の活動など領域内で発生する領域外の活動で、領域外の個人の生命への権利に直接的で合理的に予見可能な影響を持つものも対象

個人通報 Basem Ahmed Issa Yassin 他對カナダ事件（2285/2013号、2017年）：受理可能性審査不受理

④女性差別撤廃委員会：一般勧告において企業を含む「非国家主体」に向けた項目・内容が登場

*女性差別撤廃条約第2条4項

一般勧告第28号「第2条における締約国の中核的義務」（2010年）パラグラフ36

一般勧告第30号「紛争影響地域」（2013年）パラグラフ13

一般勧告第34号「農村女性の権利」（2016年）

一般勧告第35号「女性に対するジェンダーに基づく暴力」（2017年）

一般勧告第37号「気候変動における災害リスク軽減のジェンダー側面」（2018年）パラグラフ48

⇒オーストラリア（2018年）ドイツ（2017年）、カナダ（2016年）の政府報告審査最終所見

⑤人種差別撤廃条約：一般勧告にはないが政府報告審査の最終所見において「ビジネスと人権」に関する見解

英国（2011年、para.29）や米国（2014年：「Disparate impact of environmental pollution」（para.10））、オランダ（2015年：「国外で事業を行うオランダ企業（paras.37-38）」）、ノルウェー（2015年：「国外で事業を行うノルウェー企業（paras.23-24）」）、スペイン（2016年：「ビジネスと人権（paras.33-34）」）、カナダ（2017年：「国外で事業を行う企業（paras.21-22）」）の政府報告審査に対する最終所見において。

(5)ビジネスと人権に関する指導原則：国連ビジネスと人権に関する作業部会

①通報：2018年末までに207通、うち other actors（企業含む）85通（←第2回研究会（2017年9月）8通）

*年次レポート：2018年5月31日までに171通、うち返答があったもの101通

②年次報告（国連人権理事会および国連総会）

国連総会への年次レポート（国連人権理事会決議17/4および35/7に基づく）：指導原則の内容の発展

2018年「企業の人権デューディリジェンス：emerging practices, challenges and ways forward」

2017年「指導原則のもとでの実効的な救済へのアクセス：国連保護、尊重、救済枠組みの履行」

2016年「先住民族および地域社会に対する農産業の人権影響：国家の義務および企業の責任」

2015年「指導原則の履行の進捗」／2014年「ビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）」

2013年「先住民族の権利への企業に関連した影響」

2012年「指導原則のグローバル・ガバナンス枠組みへの組み込みにおける発展」：条約実施機関等へ普及

③Issues in Focus：作業部会のマニフェストを実現するプロジェクトや調査を実施

経済アクターとしての国家（国営企業含む）／国別行動計画／Human rights defenders and civic space／SDGs／企業の人権デューデリジェンス／国際投資協定（IIAs）と人権／救済へのアクセス

Gender lenses to UNGPs：2019年6月の国連人権理事会会合にガイダンスの形で報告書を提出

「人権とビジネスが接点を有することで女性ほどどのような影響を受けているか」に焦点をあて、このことを通じて性的指向や性自認に基づく差別を含むジェンダー差別の撤廃にむけた努力を支援し補完する

⇒女性の周辺化・脆弱化、女性に対するセクシュアルハラスメント・性的または身体的暴力、女性の経済活動および公的活動への参画を妨げる法政策や社会的・文化的・宗教的規範など14の質問項目を調査

* 「ジェンダー視点の統合」という作業部会のマニフェスト（A/HRC/RES/17/4）の実現。だが女性差別撤廃条約の示してきた「ジェンダー視点」（男女の差異、公私二分論、女性の社会的アイデンティティ（複合差別）、紛争や気候変動など外的環境への注目）とのギャップ

(6)ビジネスと人権に関する法的拘束力ある条約の起草：政府間作業部会

2018年第4会期において条約案および選択議定書案が発表

①多国籍企業およびその他の企業を国際人権法において規制するための法的拘束力ある文書（ゼロ草案）

国際的な性格を有するビジネス活動に対する人権尊重・保護の強化、侵害の予防と救済へのアクセス、国際協力の強化（第2条）／本拠地を有する（domiciled）の定義（第5条）／被害者の権利（第8条）／防止：領域内または管轄・支配下にある企業のデューデリジェンス義務の確保（第9条）／法的責任：民事責任、刑事責任（第10条）／司法共助（第11条）／国際協力（第12条）／委員会の設置（第14条）

②国内履行メカニズム（National Implementation Mechanism）に関する選択議定書草案

国内人権機関の地位に関するパリ原則を考慮して設置（第2条）／①拘束力ある文書の周知、②問い合わせ対応、文書の履行や人権侵害の防止に関する政府当局への勧告、国内立法に対する提案・見解を通じたの国家機関・他国メカニズム・市民社会との協働、③政府当局に対する勧告の3つの機能（第3条）／政府・他の国内履行メカニズムに対し情報提供（企業情報）を求める権限（第4条）／文書第9条の締約国のデューデリジェンス義務の履行の審査（第5条）／企業による人権侵害に対する苦情を受領、捜査、周旋、フォローアップする権限（第6条）／委員会の設置および通報制度（第9・10・11条）

(7)イスラエルによるパレスチナ占領

- ・1967年以降に占領されたパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者（2012年）等による勧告
- ・国連人権理事会決議31/36（2016年）：イスラエル入植に関与する企業データベースの作成
- ・国連人権高等弁務官「イスラエル入植に関与する企業データベース」（A/HRC/37/39）（2018年2月1日）

→206社（うちイスラエル企業143社、米国企業22社、ドイツ企業7社…日本企業2社を含む）

建設業：イスラエルによるパレスチナ領域への入植を助長（イスラエルに重機を提供する企業を含む）

製造業：入植地からの原材料を使用する企業

銀行業：入植地における建設およびインフラ整備への資金提供、住宅購入者に対するローン提供など

旅行業：入植地に利益をもたらす旅行・ホテル予約サイトやレンタカー運営など

情報技術業：入植地、壁や検問所で使用される監視システムやIDシステムの提供など

→自社グループ、サプライチェーン（調達、製造委託・生産委託）に加え、投融資、流通・消費へ国際関心

2. 「ビジネスと人権」研究の最新動向

◎条約化

J. Letnar Cernic, & N. Carrillo-Santarelli, *The Future of Business and Human Rights: Theoretical and Practical Considerations for a UN Treaty*, Intersentia, 2018.

S. Deva & D. Bilchitz, *Building a Treaty on Business and Human Rights: Context and Contours*, Cambridge University Press, 2017.

◎国際経済法（投資法、投資仲裁）

Levine, Judith & Wahid, Kashpee, “Business and Human Rights: A “New Frontier” for International Arbitration?”, *Transnational Dispute Management* vo.15, issue 1 (2018).

A.Y. Vastardis and C. Rachel, Overcoming the Corporate Veil Challenge: Could Investment Law Inspire the Proposed Business and Human Rights Treaty, *International and Comparative Law Quarterly* vol.33 issue 3 (2018)

○救済へのアクセス

L.C. Reif, “The UN Guiding Principles on Business and Human Rights and Networked Governance: Improving the Role of Human Rights Ombudsman Institutions as National Remedies”, *Human Rights Law Review* vol.17 issue 4, 2017.

- ・地域：国（インド、ラテンアメリカ、韓国など）、地域（東アフリカ裁判所、米州人権裁判所など）
- ・国内法（会社法、契約法へのビジネスと人権課題の統合）
- ・中小企業／産業別

M. K. Addo, “Business and Human Rights and the Challenges for Small and Medium-sized Enterprises” in *T. Rensmann (ed), Small and Medium-sized Enterprises in International Law* (Oxford University Press, 2017)

* 日本国内：アジア経済研究所や弁護士による研究業績（国内法政策化およびNAP策定の課題に注目）

3. 2019年度の研究に向けて

(1)2019年度科研費基盤研究（B）申請報告

○2018年度からの変更点

- ・「ビジネスと人権」を前面に
- ・行為規範としての明確性と実効性（企業の人権侵害の予防と救済の側面）の実証
- ・応募区分の小区分の変更：新領域法学関連へ

○研究課題名：「ビジネスと人権」における国際人権法の発展：行為規範としての明確性と実効性

①子ども、女性、先住民族、障害者、移民・難民、LGBTであるステークホルダー（労働者、消費者、地域住民など）の視点から企業に求められる履行内容を明らかにする。

⇒差別禁止、身体的自由および安全への権利、労働の権利、健康への権利、相当な生活水準への権利

⇒国際人権法の国際的実施、国内的実施、企業・ステークホルダーの実行から

②企業の人権尊重責任を法理論から説明するとともに、行為規範としての実効性を分析するための枠組を「予防と救済」の視点から構築し、国家・非国家アクターが国際人権法を参照・援用する動きに注目して実態を評価する。

(2)2019年度の研究計画（科研費の採択如何によるが…）

2019年度研究会の開催：夏休み（8～9月）および春休み（2月）